

への取り組み —。

「霊園」であるがゆえの私たちの思い

「永代供養 夫婦墓」は、現代の社会情勢のニーズに即した当園の取り組みの一環ではございますが、私たちの思いとしましては、そもそも「お墓」の存在理由は、御家族・御親族が集まる場所、御縁を大切に作る場所、感謝を捧げる場所であり、人を敬う心を子孫に教育する場でもあると捉えています。

ですから、残される方々に手を合わせる場所、心のよりどころを、一般的な「お墓」という形で残しておくことは、先に述べたような、負担をかけるとか迷惑をかけるというような、物質的なものでは決してないと考えています。

確かに通常お墓をご購入いただく場合、毎年年間5千円～2万円程度の管理料が発生はいたしますが、それ以上に大切なものを、残される方々に提供できるのではないかと考えるのです。

当園としては、霊園である以上、子々孫々、ご先祖様を敬う「お墓」という形にこだわりたいのですが、現代のお父様・お母様方のお悩み、又、少子化や核家族化等による問題をなんとか克服させていただきたいという思いから、この「永代供養 夫婦墓」にたどり着きました。

時代の流れで、少し寂しさを感じますが、それも歴史のひとつかと前向きに捉えさせていただいております。

風の音を聴きながら、
海を眺める公園墓地。



www.futamigaura.jp

…… ふたみ note ……

編集・発行

公益財団法人 二見ヶ浦公園聖地

TEL.092-327-2408

FAX.092-327-2609

〒819-1304 福岡県糸島市志摩桜井3810

印刷/正光印刷株式会社 TEL.092-806-5708

風の音を聴きながら、海を眺める公園墓地。

二見ヶ浦公園聖地だより

ふたみ ^{の お と} note

「永代供養 夫婦墓」

「永代供養 夫婦墓」

お客さまが抱えるお悩みへの対応

近年、お墓の購入を検討される方々のさまざまなお悩みの中には、「(お墓の)継承者がいない」「継承者はいるが遠方に居住しており、お参りに来られない」「お子様がお嬢様ばかり。嫁いってしまった後は面倒をみてくれる者がいない」「子供に負担をかけたくない」「夫婦二人だけのお墓を求めている」「単身者である」等々…、お墓購入後の御心配を抱えていらっしゃる方も少なくありません。お客さまのこのようなお悩みを克服するための取り組みとして、当園が永代供養をさせていただきお墓を新設させていただいております。

「永代供養」とは、私たち二見ヶ浦公園聖地が、お墓の継承者に代わり、その言葉通り“永代”に渡って、お亡くなりになった方の御供養をさせていただくことです。個々の御遺骨で御供養させていただくのは基本33回忌までの御供養となっておりますが、その後の御遺骨は合祀塔(合祀箱)にお祀りし、敷地内の「名板」や「永代過去帖」に彫刻・記入いたしますので、当園が存続する限り永代に渡って御供養は続きます。

御供養の方法としましては、毎月1日に中央モニュメントに献花し、お線香・蠟燭に火を灯させていただくと同時に、当園にてお参りをさせていただきます。これらに必要な費用・御布施は全てご購入時の費用に含まれておりますので、ご購入後にかかる費用は一切ございません。又、植栽の手入れなど、敷地内の管理・清掃なども、当園が責任を持って行いますので、無縁仏のような、荒れた寂しいお墓になるような御心配は不要です。

二見ヶ浦を象徴する「海」「夫婦岩」。
二見ヶ浦公園聖地ならではの
ご提案です。

糸島の地には、夫婦が亀の背に乗り竜宮城へ行ったという説話がございます。モニュメントを真上から見ると、その説話を表現すべく、亀の甲羅を象った造形に。又、モニュメントそのものは二見ヶ浦の象徴「夫婦岩」をイメージし、「夫婦」を表現しておりますので、そういった由縁からも、特に夫婦墓として、当園ならではのお勧めをさせていただいております。

竹をモチーフとした納骨石には 3体までの御遺骨が収蔵可能です。

納骨石のひとつひとつは「かくや姫」の竹をイメージしたフォルム。一節に1体の御遺骨を収蔵。一つの納骨石に最大3体までの御遺骨の収蔵が可能。お一人様やご夫婦、親子、兄弟、お二人様でお考えの方に最適です。

【料金】

- 1体 / 65万円
- 2体 / 90万円
- 3体 / 115万円



※料金には、①墓石代②永代管理供養料③彫刻料④法要時のお花代・お布施・蝋燭・線香代の全てを含みます。ご購入後にかかる費用は一切ございません。(※写真左は2体の場合。石の色は実物とは異なります。)

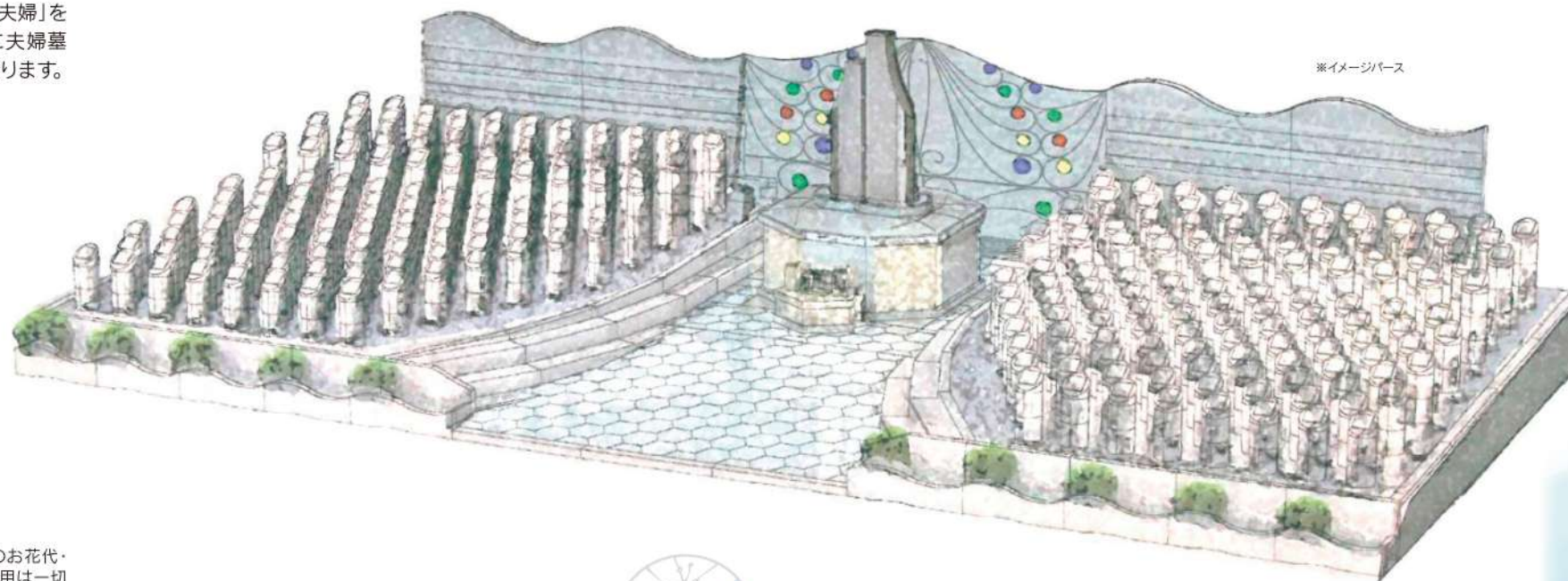
「名板」には33回忌を済ませられた方のお名前を貼付。永代に残ります。

中央モニュメント後方の名板には、個々の納骨石で33回忌を済ませられた方のお名前を貼り付けていきます。御遺骨は中央モニュメント下の合祀箱に移されますが、名前は永代に残りますので、ここに眠ったという生きた証を、ご縁のある方がお参りに来られても、お伝えすることができます。

「夫婦墓」×「永代供養」

二見ヶ浦公園聖地の新たなお墓のカタチ。

二見ヶ浦の名所「夫婦岩」をモチーフにした中央の壮大なモニュメント。後方の名板は玄界灘の穏やかな海を、個々の納骨石は総体的に見た時に細やかな白波に。ご夫婦で終末を考えておられる方、お一人で悩んでおられる方にご心配のないよう、自信を持っておすすめさせていただく、二見ヶ浦公園聖地ならではの新たなお墓のカタチです。



※イメージパース

特長①

中央モニュメント後方の石板には光彩が美しいステンドグラスを。

きらめく陽の光が燦々とふりそそぐ園内。その暖かな光を受けるステンドグラスの輝きは、お参りに来られる全ての方を魅了するアクセントとなります。(※イラストはイメージ)



特長②

陽当たりの良い、南斜面に建立されています。

園内では一番陽当たりの良い場所となる、南斜面の頂上に建立されています。少し歩けば展望台があり、玄界灘を一望することができます。



永代供養共同夫婦墓 概要並びに規約

- 完成/平成25年7月20日
- 総敷地面積/約120㎡
- 高さ/(中央モニュメント)3,110mm
- 総募集基数/279基

【第一条 共同夫婦墓使用規約】

- ①使用権利者死後、公益財団法人 二見ヶ浦公園聖地管理者(以下管理者)は、墓所供養期間(32年間)、納骨者及び墓石の管理を使用者に代わり管理供養する。(生前中の管理料も含むものとする。)
- ②納骨可能数は3体とする。
- ③墓所供養期間(32年間)満了した場合、管理者は御遺骨の取り出し及び中央モニュメント下合祀箱へ移し替えを執行する。執行後、管理者は、埋葬者の名札を名板に貼り付ける。
- ④中央モニュメントは共同のものであり、夫婦墓の象徴であるため、使用権利者、管理者それぞれの責任において管理するものとする。

【第二条 約款】

二見ヶ浦公園聖地使用契約約款に定める通りとする。

以上

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

